平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	２６

府 省 庁 名　経済産業省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税）
要望項目名	低燃費車に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 省エネ法に基づく燃費基準達成車かつ低排出ガス認定車を取得した場合に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を２年間延長する。 ・特例措置の内容（現行制度） 環境要件を満たした中古自動車について、その取得価額から所用の額を控除する課税標準の特例措置。 ◆30 万円控除 ・平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 22 年度燃費基準+25%達成車 ◆15 万円控除 ・平成 17 年低排出ガス基準 75%低減（☆☆☆☆）かつ平成 22 年度燃費基準+15%達成車
関係条文	地方税法第１１９条、同法附則第１２条の２の２第１２～１４項、 同法施行規則附則第４条の４第２４～２８項
要望理由	京都議定書の削減目標である温室効果ガス排出量▲6%の達成に向け、「京都議定書目標達成計画」において、燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進することとしている他、「新・国家エネルギー戦略」により示された「2030 年に向けて運輸部門の石油依存度を 80%程度まで低減」という目標実現のため、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」におき、低公害車の重要性、将来の普及のあり方等が示されている。 また、昨年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、2050 年までに現状から 60～80%の CO2 排出削減目標を掲げ低炭素社会の実現を目指すとされており、その実現のためにも、2020 年までに新車販売のうち２台に１台の割合で次世代自動車を導入するという野心的な目標が示されている。 こうした中、ユーザーの低公害車取得意欲を刺激し、環境性能の優れた自動車の加速度的な普及を図るためにも、新車新規登録等を受ける自動車に関する税制優遇措置に加え、中古自動車についても取得時に対する税率の軽減を引き続き措置することが重要。
減収見込額	（初年度）６，６５１　（平年度）７，９６６　（単位：百万円） （本則からの減収額：３，９９０）　（本則からの減収額：４，７８０）
地方税以外の措置 既存	・国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の時限的減免 ・融資、補助金その他 環境対応車への買い替え・購入に対する補助制度
地方税以外の措置 22年度の要望	・国税 ・融資、補助金その他
過去の要望経緯	
本要望に対応する縮減案	